

会員規約改定のお知らせ <2024年3月18日>

日頃は当社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
2024年3月18日（月）より以下規約を改定いたします。

改定：
カード会員規約
WEB書面交付規約
ETCカード利用規定
WEBサービス利用規定
Apple Payサービス規約
※改定前後の内容につきましては、下記「新旧対照表（2024年3月18日変更）」をご確認ください。

新旧対照表（2024年3月18日変更）

No	対象規約	対象規約条項	旧：現状	新：2024年3月18日以降 (赤字部分が変更箇所)
1	カード会員規約	45条6項	会員は、当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても両社に損害賠償の請求をしないものとします。また、両社に損害が生じたときは、会員がその損害の賠償をする責任を負うものとします。	会員は、当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても 当社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わないものとします。 また、両社に損害が生じたときは、会員がその損害の賠償をする責任を負うものとします。
2	カード会員規約	51条1項4号	三菱 U-FJ ニコスが本会員に対し、前三号の金額を請求するために要した費用の総額	三菱 U-FJ ニコスが本会員に対し、前三号に掲げる 会員の弁済を受けるために要した費用の総額
3	カード会員規約	末尾	(2022年9月21日改定)	(2024年3月18日改定)
4	WEB書面交付規約	6条2項	確定通知を受信できないことにより、会員または第三者に対して損害が発生した場合、当社は 一切 責任を負わないものとします。	確定通知を受信できないことにより、会員または第三者に対して損害が発生した場合、当社は 故意または重大な過失がある場合を除き 責任を負わないものとします。
5	WEB書面交付規約	末尾	(2021年4月1日改定)	(2024年3月18日改定)
6	ETCカード利用規定	10条2項	本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する ETC マイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について 一切 の責任を負わないものとします。	本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する ETC マイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について 当社に故意または重大な過失がある場合を除き 責任を負わないものとします。
7	ETCカード利用規定	11条2項	第 1 項に定める本カードの利用停止の措置または第 7 条にもとづく解約・解除の措置を原因として道路上で事故や第三者との紛争が発生した場合であっても、当社はこれを解決 しまし しくは損害を賠償する等の責任を一切 負わないものとし、ETC 会員自身が自己の費用と責任でこれを解決するものとします。また、ETC マイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度が割引対象とならないことにより、ETC 会員が被った損失、損害についての責任も当社は 一切 負わないものとします。	第 1 項に定める本カードの利用停止の措置または第 7 条にもとづく解約・解除の措置を原因として道路上で事故や第三者との紛争が発生した場合であっても、当社はこれを解決 しまし しくは損害を賠償する等の責任を当社に故意または重大な過失がある場合を除き 負わないものとし、ETC 会員自身が自己の費用と責任でこれを解決するものとします。また、ETC マイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度が割引対象とならないことにより、ETC 会員が被った損失、損害についての責任も当社は 故意または重大な過失がある場合を除き 負わないものとします。
8	ETCカード利用規定	13条1項	当社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除き 事由の如何を問わず 、道路上または料金所での事故や第三者との紛争、ETC システムおよび車載器に関する 一切 の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。	当社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除き、道路上または料金所での事故や第三者との紛争、ETC システムおよび車載器に関する紛議の解決および損害賠償の責任を 当社に故意または重大な過失がある場合を除き 負わないものとします。
9	ETCカード利用規定	13条2項	当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等、当社以外の事業者が実施する ETC システムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について 一切 の責任を負わないものとします。	当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等、当社以外の事業者が実施する ETC システムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について 当社に故意または重大な過失がある場合を除き 責任を負わないものとします。
10	ETCカード利用規定	末尾	(2021年6月25日改定)	(2024年3月18日改定)
11	WEBサービス利用規定	12条1項	当社は、本サービスの内容および会員が本サービスを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性などいかなる保証も行いません。また、これらに起因して生じた損害に対しても 一切 の責任を負わないものとします。	当社は、本サービスの内容および会員が本サービスを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性などいかなる保証も行いません。また、これらに起因して生じた損害に対しても 当社に故意または重大な過失がある場合を除き 責任を負わないものとします。
12	WEBサービス利用規定	末尾	(2022年4月20日改定)	(2024年3月18日改定)
13	Apple Payサービス規約	3条1項	本カードを本決済サービスで利用することを希望するお客さまは、Apple社所定の方法またはKDDIが提供する「au PAY」アプリ（以下「au PAY アプリ」といいます。）を用いて本カードを対象端末に追加するための手続きを行うものと します。	本カードを本決済サービスで利用することを希望するお客さまは、Apple社所定の方法またはKDDIが提供する「au PAY」アプリ（以下「au PAY アプリ」といいます。）を用いて本カードを対象端末に追加するための手続きを行うものと します。
14	Apple Payサービス規約	3条6項	対象端末への本カードの追加は、本カードの券面に印字された本決済サービス利用者に対象端末の利用者とが同一の場合に限定され、本決済サービス利用者は、第三者の名前が印字された本カードを自己の対象端末に追加することはできません。本カードの券面に印字された本決済サービス利用者に対象端末の利用者とが同一でないことを理由として本決済サービス利用者が被った損害について、当社ならびにKDDIおよび沖縄セルラー電話株式会社（以下KDDIと沖縄セルラー電話株式会社を併せて「KDDI等」といいます。）は、その責任を 一切 負いません。	対象端末への本カードの追加は、本カードの券面に印字された本決済サービス利用者に対象端末の利用者とが同一の場合に限定され、本決済サービス利用者は、第三者の名前が印字された本カードを自己の対象端末に追加することはできません。本カードの券面に印字された本決済サービス利用者に対象端末の利用者とが同一でないことを理由として本決済サービス利用者が被った損害について、当社ならびにKDDIおよび沖縄セルラー電話株式会社（以下KDDIと沖縄セルラー電話株式会社を併せて「KDDI等」といいます。）は、その責任を 当社に故意または重大な過失がある場合を除き 負いません。
15	Apple Payサービス規約	3条3項	対象端末への本カードの追加が完了した場合、当社または当社の指定するものは、 当社が定める基準に従い、本カードに登録した携帯電話番号へのSMS 配信、au ID にひもづくメールアドレスへのメール配信または書面により 、本カードの追加の完了を通知するものとします。	対象端末への本カードの追加が完了した場合、当社または当社の指定するものは、当社が定める基準に従い、 対象端末を通じて、または本カードに登録した携帯電話番号への SMS 配信、au ID にひもづくメールアドレスへのメール配信等、当社所定の方法により 、本カードの追加の完了を通知するものとします。
16	Apple Payサービス規約	末尾	(2020年10月1日改定)	(2024年3月18日改定)